

第2節 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第3条の7の規定に基づき、配慮書について愛知県知事及び豊橋市長から意見聴取を行いました。

愛知県知事からの意見と都市計画決定権者の見解を表7-1に示します。また、豊橋市長からの意見と都市計画決定権者の見解を表7-2(1)～(2)に示します。

表7-1 愛知県知事からの意見と都市計画決定権者の見解

愛知県知事からの意見	都市計画決定権者の見解
1. 全般的事項	
(1) 配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。	配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書第3章第3節及び第5章において丁寧に記載しました。
(2) 事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。	事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減します。
2. 大気質及び騒音	
道路の新設又は拡幅により、自動車の走行に伴う大気質、騒音及び振動による生活環境への影響が懸念される。 このため、生活環境への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	生活環境への影響に配慮した事業計画としていくとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
3. 地形及び地質、動物、植物、生態系、景観並びに人と自然との触れ合いの活動の場	
案①は重要な地形及び地質、動物の重要な種の生息地、県立自然公園、主要な眺望点、景観資源並びに人と自然との触れ合いの活動の場を、案②は重要湿地及び人と自然との触れ合いの活動の場を通過するルート帯となっていることから、これらへの影響が懸念される。 このため、地形及び地質、動物、植物、生態系、景観並びに人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	地形及び地質、動物、植物、生態系、景観並びに人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮した事業計画としていくとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に掲載しました。
4. その他	
(1) 配慮書の案において、環境影響評価法に規定する事業実施想定区域及びその周囲の概況並びに計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果が具体的に記載されていないことから、住民等の意見聴取がきめ細やかに実施されていないと考えられる。 また、本配慮書においても、これらの事項が具体的に記載されていない。 このため、方法書以降の手続においては、事業実施区域及びその周囲の概況並びに調査及び予測の結果を具体的に図書に記載した上で、環境の保全の見地からの意見を求めること。	方法書では事業実施区域及びその周囲の概況並びに調査及び予測の手法を、準備書以降の手続きでは事業実施区域及びその周囲の概況並びに調査及び予測の結果を具体的に図書に記載した上で、環境の保全の見地からの意見を求めます。
(2) 方法書以降の図書の作成に当たっては、配慮書の案に対する住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。	方法書以降の図書の作成に当たっては、配慮書の案に対する住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めます。

表 7-2(1) 豊橋市長からの意見と都市計画決定権者の見解

豊橋市長からの意見	都市計画決定権者の見解
1. 騒音及び振動	
<p>自動車の走行に伴い、大気質、騒音及び振動などの影響が考えられることから、必要に応じて防音壁を設置するなど、適切な処置を検討・実施し、生活環境の保全に努めること。</p>	<p>自動車の走行に伴う大気質、騒音及び振動、低周波音の影響が考えられることから、必要に応じて防音壁を設置するなど、適切な処置を検討・実施し、生活環境の保全に努めます。</p>
<p>学校、病院、保育園その他の特に静穏を必要とする施設が存在する地域については、工事期間も含めて、騒音・振動などによる影響を可能な限り回避・低減するよう努めること。</p>	<p>学校、病院、保育園その他の特に静穏を必要とする施設が存在する地域については、工事期間も含めて、騒音・振動などによる影響を可能な限り回避・低減するよう努めます。</p>
2. 動植物	
<p>事業実施想定区域に、自然公園区域、その他の希少野生動植物種が存在する地域、自然歩道など人と自然との触れ合いの活動の場が含まれることから、これらへの影響を可能な限り回避、低減する事業計画を策定すること。</p>	<p>自然公園区域、その他の希少野生動植物種が存在する地域、自然歩道など人と自然との触れ合いの活動の場への影響を可能な限り回避、低減する事業計画を策定していきます。</p>
<p>豊橋市大岩町に生息する希少種であるヤハズヌマガイについて、必要な情報収集を適切に実施するとともに、可能な限り影響を与えないように配慮すること。</p>	<p>豊橋市大岩町に生息する希少種であるヤハズヌマガイについて、文献調査や有識者から意見を聴取した上で現地調査を行い、環境影響評価に必要な情報収集を適切に実施するとともに、可能な限り影響を与えないように配慮します。</p>
<p>希少植物の分布状況などについては、公表による採取リスクを避けるため、詳細な位置等を非公表として取り扱っている場合があることから、市担当者又は有識者の意見を適宜聴取すること。</p>	<p>希少植物の分布状況などについては、公表による採取リスクを避けるため、詳細な位置等を非公表として取り扱っている場合があるものについて、市担当者又は有識者の意見を適宜聴取して、適切に環境影響評価を行います。</p>
3. 景観	
<p>今後の各検討段階において、令和3年4月に策定した豊橋市景観計画に沿った景観配慮に努めること。</p>	<p>今後の各検討段階において、令和3年4月に策定した豊橋市景観計画に沿った景観配慮に努めます。</p>
4. 重要湿地等の保護	
<p>重要湿地である「東三河・渥美半島湧水湿地群」及びこれらに流入する水脈について、必要な情報収集を適切に実施するとともに、これらの保護に努めること。</p>	<p>重要湿地である「東三河・渥美半島湧水湿地群」及びこれらに流入する水脈について、環境影響評価に必要な情報収集を適切に実施するとともに、これらの保護に努めます。</p>
<p>計画予定地周辺には、高師小僧をはじめとした天然記念物若しくは巨木又は重要文化財等が多数存在することから、必要な情報収集を適切に実施するとともに、これらの保護に努めること。</p>	<p>実施区域及びその周辺に存在する高師小僧をはじめとした天然記念物若しくは巨木又は重要文化財等について、環境影響評価に必要な情報収集を適切に実施するとともに、これらの保護に努めます。</p>

表 7-2(2) 豊橋市長からの意見と都市計画決定権者の見解

豊橋市長からの意見	都市計画決定権者の見解
5. その他	
<p>計画段階環境配慮事項に係る調査について、文献調査等が十分でないところがあると考えられることから、今後は市担当者や有識者から必要な情報を入手するなど、適切な情報収集に努めること。</p>	<p>文献調査等について、引き続き市担当者や有識者から環境影響評価に必要な情報を入手するなど、適切な情報収集に努めます。</p>
<p>今後の各検討段階において、市担当者と十分に協議を行うとともに、法的に必要な手続きを適切に実施すること。</p>	<p>今後の各検討段階において、市担当者と十分に協議を行うとともに、法的に必要な手続きを適切に実施します。</p>
<p>環境影響評価方法書以降の図書の作成にあたっては、環境影響評価法及び関係法令の規定に従い、周辺環境に与える影響について、市民及び関係者の意見も踏まえつつ、適切な予測及び評価に努めること。</p>	<p>方法書以降の図書の作成にあたっては、環境影響評価法及び関係法令の規定に従い、周辺環境に与える影響について、市民及び関係者の意見も踏まえつつ、適切な予測及び評価に努めます。</p>
<p>環境影響評価方法書以降の図書の作成にあたっては、丁寧かつわかりやすい図書の作成に努めるとともに、市民等へ丁寧かつ十分な情報発信に努めること。</p>	<p>方法書以降の図書の作成にあたっては、丁寧かつわかりやすい図書の作成に努めるとともに、環境影響評価法の規定に基づき、市民等へ丁寧かつ十分な情報発信に努めます。</p>